

「相続手続に必要な親族の戸籍謄本の交付請求では 親族等の委任状の提出は不要」等と市町村に周知

— 大阪法務局において、当局のあつせんを踏まえた対応を実施 —

総務省近畿管区行政評価局（局長：森丘 宏）は、次の行政相談を受け付けました。

配偶者が亡くなったので、相続手続に必要な配偶者方の親族に係る戸籍謄本の交付請求を市役所で行ったところ、当該戸籍の直系親族等からの委任状を提出するよう求められた。

相続手続を目的とした交付請求では委任状は不要のはずであるので、市役所は委任状なしで戸籍謄本を交付してほしい。

疎遠になっている親族など
から委任状をもらうのは
負担だよ……



配偶者様の御親族に係る戸籍謄本の交付請求ですね。

では、その戸籍の直系親族の方から委任状をもらってきて提出してください。

当局は、この行政相談について、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議^{※1}（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）に処理方針等を諮り、令和4年2月18日、大阪法務局に対して、改善を求めるあつせん^{※2}を行いました。

この結果、令和4年3月15日に、大阪法務局から、同局並びに同局が管轄する地方法務局（京都、神戸、奈良、大津及び和歌山）が令和4年度に実施することとしている市町村の戸籍事務従事職員を対象とした研修、会議、打合せ等を通じて、次の対応を行う旨の回答がありました。^{※3}

大阪法務局から市町村に対して行われる対応

- ① 自己の権利の行使又は義務の履行を目的とする場合には、戸籍に記載された者以外の者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求することができ、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務処理を求めるとともに、市町村が開設するホームページ等において、これらに関する説明等を適切に行うよう助言する。
- ② 戸籍謄本等の請求に当たっては、戸籍に記載された者のプライバシーの保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出を求められることがあることの周知を徹底するよう助言する。

※1 行政苦情救済推進会議について 詳しくはこちら ⇒ <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kinki049.html>

※2 大阪法務局に対して行ったあつせんについて 詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_content/000794360.pdf

※3 一連の研修等において上記措置が完了した時点で、大阪法務局から近畿管区行政評価局に対して実施結果が連絡されます。

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官（高月）

電話：06-6941-8166

FAX：06-6941-8988

E-mail：knk32@soumu.go.jp

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

